



# トレジャーキッズ にしなだ保育園

重要事項説明書

兼

入園のしおり

令和7年度

株式会社セリオ

# 目次

|                       |      |                     |      |
|-----------------------|------|---------------------|------|
| <b>第1章 施設概要</b>       |      | <b>第4章 家庭との連携</b>   |      |
| 1. 施設の目的及び運営の方針       | p.2  | 1. 園からのお知らせ         | p.24 |
| 2. 園舎見取り図             | p.3  | 2. 保育内容に関する相談・苦情窓口  | p.26 |
| <b>第2章 保育の内容</b>      |      | 3. 虐待防止等の措置について     | p.27 |
| 1. 保育の理念、目標など         | p.4  | 4. 利用者に対しての保険       | p.28 |
| 2. 保育の特徴              | p.5  | 5. 個人情報保護の方針及び個人情報  | p.29 |
| 3. 利用の開始に関する事項        | p.5  | 報の取り扱いについて          |      |
| 4. 契約の解除              | p.5  | 6. 宗教等の活動について       | p.29 |
| 5. 保育について             | p.5  |                     |      |
| 6. 料金について             | p.7  | (資料)トレジャーキッズにしなだ保育園 | p.30 |
| 7. 保育料等の納付について        | p.10 | における個人情報の方針及び個人情報の  |      |
| 8. 保育園の1年             | p.11 | 取り扱いについて            |      |
| 9. 家庭と保育園との連絡について     | p.12 |                     |      |
| 10. 登降園について           | p.12 | (別紙)                |      |
| 11. 緊急時の連絡・対応方法       | p.13 | 1.登園届               | p.32 |
| 12. 非常災害対策            | p.14 | 2.登園届 (インフルエンザ用)    | p.34 |
| 13. 緊急時の対応            | p.15 | 3.登園届 (コロナ用)        | p.35 |
| 14. 食事と離乳食            | p.15 | 4.意見書               | p.36 |
| <b>第3章 保育と健康管理</b>    |      | 5.与薬に関する主治医意見書      | p.38 |
| 1. 登園の条件について          | p.16 | 6.薬の扱いについて          | p.40 |
| 2. 園生活について            | p.17 |                     |      |
| 3. 予防接種について           | p.18 |                     |      |
| 4. 嘔吐時の対応について         | p.19 |                     |      |
| 5. 虫よけについて            | p.19 |                     |      |
| 6. 爪について              | p.19 |                     |      |
| 7. 園児健康診断             | p.19 |                     |      |
| 8. 嘱託医について            | p.20 |                     |      |
| 9. 感染症の登園基準           | p.20 |                     |      |
| 10. 病児、病後保育について       | p.20 |                     |      |
| 11. 乳幼児突然死症候群(SIDS)から | p.21 |                     |      |
| 赤ちゃんを守るために            |      |                     |      |
| (資料)                  | p.22 |                     |      |
| SIDS リーフレット           |      |                     |      |

## 第1章 施設概要

### 1. 施設の目的及び運営の方針

#### (1) 運営主体

|         |                                        |
|---------|----------------------------------------|
| 事業者の名称  | 株式会社セリオ                                |
| 事業者の所在地 | 〒530-0003<br>大阪市北区堂島 1-5-17 堂島グランドビル8階 |
| 事業者の連絡先 | 06-6442-0600（本社）                       |
| 代表者氏名   | 黒崎 泰司                                  |

#### (2) 施設の概要

|       |                                |     |     |         |     |     |      |     |
|-------|--------------------------------|-----|-----|---------|-----|-----|------|-----|
| 種別    | 認可保育所                          |     |     |         |     |     |      |     |
| 事業所番号 | 2810206100075                  |     |     |         |     |     |      |     |
| 名称    | トレジャーキッズにしなだ保育園                |     |     |         |     |     |      |     |
| 所在地   | 兵庫県神戸市灘区都通5丁目2番7号              |     |     |         |     |     |      |     |
| 連絡先   | 電話番号 078-803-8857<br>FAX 番号 同上 |     |     |         |     |     |      |     |
| 施設長氏名 | レイケン啓香                         |     |     |         |     |     |      |     |
| 開設年月日 | 2021年4月1日                      |     |     |         |     |     |      |     |
| 利用定員  | 年齢                             | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児     | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児  | 合計  |
|       | クラス名                           | ほし組 | つき組 | にじ組     | かぜ組 | そら組 | だいち組 |     |
|       | 人数                             | 6人  | 10人 | 12人     | 14人 | 14人 | 14人  | 70人 |
| 敷地    | 専有面積                           |     |     | 735.19㎡ |     |     |      |     |
|       | 園庭                             |     |     | 222㎡    |     |     |      |     |
| 園舎    | 構造                             |     |     | 木造 2階建て |     |     |      |     |
|       | 延べ                             |     |     | 486.9㎡  |     |     |      |     |

#### (3) 子ども・子育て支援法第39条

子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項により公表、公示された旨なし

#### (4) 主な設備の概要

| 設備        | 部屋数 | 面積                    |
|-----------|-----|-----------------------|
| ほふく室（0歳児） | 1 室 | 42.23 m <sup>2</sup>  |
| 乳児室（1歳児）  | 1 室 | 43.06 m <sup>2</sup>  |
| 保育室（2歳児）  | 1 室 | 31.47 m <sup>2</sup>  |
| 保育室（3歳児）  | 1 室 | 32.29 m <sup>2</sup>  |
| 保育室（4歳児）  | 1 室 | 31.46 m <sup>2</sup>  |
| 保育室（5歳児）  | 1 室 | 32.28 m <sup>2</sup>  |
| 調理室       | 1 室 | 22.97 m <sup>2</sup>  |
| 事務所兼医務室   | 1 室 | 15.26 m <sup>2</sup>  |
| 幼児用トイレ    | 1 室 | 34.64 m <sup>2</sup>  |
| その他       |     | 211.29 m <sup>2</sup> |
| 園庭        |     | 222 m <sup>2</sup>    |

安心安全な施設運営への取り組みのため、園内みまもりカメラの導入をしております。

- ・目的：外部からの侵入抑止および園内トラブル（ケガ、不審者侵入）発生時の事実確認のため
- ・設置場所：各保育室、園庭および玄関

#### (5) 職員体制（令和7年4月1日 現在）

| 職種      | 員数   | 常勤   | 非常勤 | 備考                              |
|---------|------|------|-----|---------------------------------|
| 園長      | 1 人  | 1 人  | 0 人 | 園務をつかさどり、所属職員を監督                |
| 主任      | 1 人  | 1 人  | 0 人 | 園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる |
| 保育士     | 15 人 | 12 人 | 3 人 | 園児の保育                           |
| 栄養士     | 2 人  | 2 人  | 0 人 | 園児の栄養指導及び管理                     |
| 調理員     | 2 人  | 0 人  | 2 人 | 園児・職員の給食調理                      |
| 看護師     | 1 人  | 1 人  | 0 人 | 園児の健康管理                         |
| 事務兼保育補助 | 1 人  | 0 人  | 1 人 | 事務及び保育士の補助                      |

## 2. 園舎見取り図



## 第2章 保育の内容

### 1. 保育の理念、目標など

#### セリオの保育

自分らしくいてほしいから  
健やかでいてほしいから  
自信をもってほしいから  
なんにでも向かっていってほしいから  
友だちを大切にしてほしいから

やさしく、そっと、子どもたちに寄り添います

#### 保育理念

子ども一人ひとりの発達を保障し豊かな成長を支えます。  
子どもの情緒が安定し、いきいきと自らを成長させる事が出来る環境を目指します。

#### 保育方針

- 基本的な生活習慣や態度を身につけ、健康な心と体を育みます
- 一人ひとり丁寧に関わり、『大切な存在』であることを感じられる環境を作り、生きる力を育みます
- 様々なことに興味や関心を持てるよう、乳幼児に適した環境を整えます
- 友だちと一緒に遊び、過ごしていく中で、協力し合うことの大切さを知る経験の場を作ります

#### 保育目標

- いのちを大切にする子ども
- 豊かに感じとり、表現する子ども
- 自分で見て考え、自分のことばでいう子ども
- 助けあい、力を合わせる子ども
- 人の気持ちが分かる子ども
- 人や物とのかかわりを喜ぶ子ども

## 2. 保育の特徴

厚生労働省・こども家庭庁より発行されている以下の指針や神戸市ガイドライン等に基づき保育を行っております。

- 保育所保育指針
- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
- 保育所（園）における睡眠時の安全対策の手引き
- 感染症予防対策マニュアル
- 教育・保育施設等におけるアレルギー対応の手引き
- 神戸市立保育所 調理室の衛生管理の手引き
- 乳幼児が安全に過ごすために

## 3. 利用の開始に関する事項

当園は、区市町村から保育の実施について委託を受けた時は、これに応じるものとします。

## 4. 契約の解除

（１）下記の場合、保育の提供を終了します。

- 満６歳を迎える年度を終了したとき
- 支給認定保護者が退園を申し出たとき
- 保育認定に該当しなくなったとき
- その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

（２）退園について

退園を希望される場合には、速やかに灘区こども福祉課と当園までご連絡いただきますようお願いいたします。

## 5. 保育について

０歳～５歳までの一貫した就学前保育（養護・教育）をいたします。

（１）保育時間

１１時間開所となります。

| 開園時間   |     | ７：３０～１９：３０               |
|--------|-----|--------------------------|
| 延長保育時間 | 標準  | １８：３１～１９：３０              |
|        | 短時間 | ７：３０～８：２９<br>１６：３１～１８：３０ |

## 1日の保育利用時間は2種類あります

2号・3号認定を受けて保育を利用できる時間は「保育標準時間(最大11時間)」と「保育短時間(最大8時間)」の2種類あり、保育を必要とする事由と保護者の状況によって区分されています。

※実際に保育を利用できるのは各家庭において保育が困難な時間に限られます。

※保護者のいずれかの要件が「保育短時間」であれば、「保育短時間」の認定になります。

●保育標準時間が利用できるのは

【保育標準時間】

延長保育

最大11時間  
(利用可能な時間帯)

延長保育

01 就労 04 親族の介護・看護 07 就学 — 以上の理由で月120時間以上

02 妊娠・出産 03 保護者の疾病・障がい 05 災害復旧 — 状況に応じて保育短時間か保育標準時間かを認定

●保育短時間が利用できるのは

【保育短時間】

延長保育

最大8時間  
(利用可能な時間帯)

延長保育

01 就労 04 親族の介護・看護 07 就学 — 以上の理由で月64時間以上120時間未満

02 妊娠・出産 03 保護者の疾病・障がい 05 災害復旧 — 状況に応じて保育短時間か保育標準時間かを認定

06 求職活動 01 就労で利用開始した方が、下の子の育休に入っても継続して希望する場合  
(同じ施設を継続利用する場合のみ)

※開設時間及び延長保育の時間は各施設によって異なります。

実際に保育を利用できるのは、各家庭において「保育が困難な時間」に限られます。したがって、11時間の保育標準時間の認定を受けていても、利用者に「毎日11時間保育を受けられる権利」があるわけではありません。就労時間と通勤時間を考慮した「保育が困難な時間」のみの保育時間となります。例えば、平日保護者が仕事のケースにおいて、仕事を休んだ場合は、原則として家庭保育をしていただきます。

短時間認定の場合も同様です。例えば、平日仕事が終わる13時までの場合には、原則として就労が終わり次第のお迎えとなります。また、仕事がお休みの場合には原則として家庭保育となります。

「仕事は休みだが、やむを得ない事情がある場合」につきましては、事由により保育を受けることができますが、必要最小限の保育時間となります。(土曜日を除く)

「やむを得ない事情がない場合」には、ベビーシッターや認可外、ファミサポ\*をご利用下さい。

\*神戸市ファミリー・サポート・センター

<https://www.city.kobe.lg.jp/a64411/kosodate/chiiki/familysupport.html>

## (2) 休園日

|     |                                                                             |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------|
| 休園日 | <p>○日曜日</p> <p>○国民の祝日に関する法律に規定する休日</p> <p>○年末年始(12月29・30・31日、及び1月2日・3日)</p> |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------|

☆園だより等にて事前にお知らせいたしますが、年に数回、家庭保育のご協力をお願いしております。

(例：お盆・年末年始・卒園式・年度末 等) ご協力をお願いいたします。

### (3) 土曜保育について

土曜日保育は、土曜日保育申込書及び土曜就労証明書を提出してからのご利用開始となります。また、土曜日保育は両親ともに就労の場合に利用可能となります。

なお、土曜保育を利用される場合は、給食の食材準備や配置等の関係上、前月 20 日までに玄関に設置しております土曜日保育希望表にご記入ください。

### (4) 延長保育について

月極の延長保育については勤務時間・通勤経路・時間など考慮のうえ、利用時間の申請をして頂きます。利用したい月の前月 15 日迄に月極延長保育の申請をしてください。

単発の標準時間外延長保育を希望される場合は、当日 17 時までに保育園までご連絡ください

※月極延長保育を利用される場合は、延長保育利用申請書の提出が必要になります。

※単発延長保育を利用される方は、利用時間数をもとに、月末に集計し翌月に請求させていただきます。

※18時31分に補食（市販のお菓子）を提供いたします。料金は延長料金に含まれています。

（アレルギー除去食を提供している場合で、単発延長を利用される場合はできるだけ早めに延長の申し込みをしてください）

## 6. 料金について

### (1) 利用者負担について

| 項 目                   | 内容、負担を求める理由及び目的                                                                                                                         | 金 額                     |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 紙おむつおしりふき<br>定額利用サービス | 定額のご利用料をお支払いいただき、園内で使用する紙おむつ・おしりふきを園より提供します。                                                                                            | 2,200 円（税込）/ 1 か月       |
| 行事参加費                 | 遠足・園行事以外のイベント参加費・電車などの乗車代等<br><br><令和6年度実績><br>3～5歳児 バス遠足 1,467 円<br>5 歳児 よい子のつどい 824 円<br>5 歳児 バンドー神戸青少年科学館 240 円<br>5歳児 灘区消防署見学 186 円 | 事前に保護者に説明同意の上、徴収することとする |

### (2) 【月極】延長保育に係る利用者負担（標準時間外延長保育利用時）

| 時 間 | 18：31～19：00 | 19：01～19：30 |
|-----|-------------|-------------|
| 利用料 | 2,500 円     | 4,500 円     |

☆月極延長保育を利用される場合には、利用したい月の前月 15 日までに申請が必要です。

(3) 【単発】延長保育利用標準額（標準時間外延長保育利用時）

延長料金の発生する時間帯 18:31~19:30

| 時 間 | 18:31~19:00 | 19:01~19:30 |
|-----|-------------|-------------|
| 利用料 | 200 円       | 200 円       |

(4) 短時間保育延長に係る利用者負担

＜単発延長＞ 延長料金の発生する時間帯 7:30~8:29、16:31~18:30

【朝】

| 時 間 | 7:30~7:59 | 8:00~8:29 |
|-----|-----------|-----------|
| 利用料 | 200 円     | 200 円     |

【夕方】

| 時 間 | 16:31~17:00 | 17:01~17:30 | 17:31~18:00 | 18:01~18:30 |
|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 利用料 | 200 円       | 200 円       | 200 円       | 200 円       |

〈例〉16:31~18:15 まで利用した場合：200 円×4 ⇒ 800 円

＜月額限度額＞

|          |         |
|----------|---------|
| 第 1 子*   | 2,500 円 |
| 第 2 子以降* | 1,200 円 |

\*トレジャーキッズにしなだ保育園に在園中の兄弟児を基準とする。

(注) 当園では短時間保育延長において、月極の設定をおこなっておりません。

(5) 利用者負担以外の徴収金について

特に記載のないものは（税込み）です。

| 項 目              | 詳 細（年齢・内容・目的等） | 金 額               |
|------------------|----------------|-------------------|
| 給食主食費            | 3 歳児～ 幼児主食費    | （月額）1,500 円       |
| 給食副食費            | 3 歳児～ 幼児副食費    | （月額）4,500 円       |
| コットレンタル代         | 全年齢            | （月額）110 円         |
| コットシート1枚 夏用 / 冬用 | 全年齢 *希望者のみ     | 1,500 円 / 2,200 円 |
| 絵本代              | 3 歳児～          | （月額）460 円～        |
| 保育材料費            | 全体行事費等（全年齢）    | （月額）400 円         |
| カラー帽子            | 1～5歳児          | 1,190 円           |
| 安全カラー帽子          | 0歳児 （1～5歳児は任意） | 2,970 円           |
| 名札               | 全年齢            | 130 円             |

|                        |                              |                                    |
|------------------------|------------------------------|------------------------------------|
| 雑費袋                    | 全年齢                          | 90 円                               |
| 保育用品代                  | 2 歳児～（のり、はさみ、クレヨン）           | 1,250 円                            |
|                        | 3 歳児～（お道具箱、マーカー）             | 1,310 円                            |
|                        | 4 歳児～（ピアノカ吹き口）               | 395 円                              |
| スモック                   | 2 歳児以上                       | 1,800 円                            |
| 通園リュック                 | 3 歳児以上                       | 4,900 円                            |
| 制服代                    | 3 歳児以上                       | 17,180 円～                          |
| 体操服（上下） 現行版 / 改良版      | 3 歳児以上                       | 3,100 円 / 4,200 円                  |
| 旧体操服 パンツ / ポロシャツ       | 5 歳児のみ                       | 2,390 円 / 2,930 円                  |
| リトミック＊<br>（2・3 歳児）     | 音楽に合わせた表現活動を楽しみます            | 月 1～2 回 1,100 円/回                  |
| コスモ＊<br>（2・3・4・5 歳児）   | 運動あそびを通し、身体を動かすことの楽しさを体感します。 | 1,050 円 / 月 2 回<br>欠席の場合も返金はありません。 |
| チャイルドステップ＊<br>（4・5 歳児） | 数・言葉・形などの基礎を遊びの中で学びます        | 1,050 円 / 月 1 回<br>欠席の場合も返金はありません。 |

＊特別保育は任意となります

|              |                     |                                                       |
|--------------|---------------------|-------------------------------------------------------|
| スポーツ振興センター費用 | 保育園の管理下における怪我に対する保険 | 年額 210 円                                              |
| 口座登録※        | 口座登録手数料（税抜）         | 楽天銀行・PayPay 銀行<br>GMO あおぞらネット銀行：350 円<br>上記銀行以外：500 円 |

写真代につきましてはネットで販売を行いますので、各自でお申込みいただきます。（p.12 参照）

☆その他、行事に係る費用等については、事前に保護者に説明・同意の上、徴収するものとします。

☆物価価格の上昇等の影響により、価格が変動する場合がございますことをご了承ください。

## 口座登録について

- ① 登録方法は、インターネット口座振替登録のみとなります。（有償）  
・同園内にご兄弟が在籍されている場合は、1 口座のみの登録で構いません。
- ② ①の登録手数料は、上記表のとおりです。
- ③ 手数料の請求時期は、登録後約 2 カ月後の請求を予定しております。

（例）4/1 入園の場合

5/7 までに登録完了されましたら、5 月請求分より引落開始でき、登録手数料の請求は 6 月となります。

- 社内処理のタイミングにより、手数料請求時期が後ろ倒しになる可能性があります。上記タイミングは、目安としていただけますようお願いいたします。
- 請求状況につきましては、毎月中旬ごろに発行している請求書でご確認ください。

## 7. 保育料等の納付について

### (1) 保育料について

基本となる保育料は、区から引き落とし又は、振込通知書等が届けられますので、申請した銀行等へご入金下さい。

### (2) 実費について

延長保育料やコット料・リトミック・絵本は園から請求書をお渡ししますので引き落とし口座へご準備をお願いいたします。

**※月末締めの日翌月 27 日に引き落としとなります**

※当園は、上記費用を銀行振り込みにて支払いを受けた時は、銀行振り込み明細書をもって領収書の発行に代えさせていただきます。

また口座振替にて支払いを受けた場合は、通帳の記帳をもって領収書の発行に代えさせていただきます。

※引き落としの手続きが完了するまでは振り込みをお願いしております。

振り込み料は保護者負担になります。

### (3) その他の保育園事業について

特別保育事業：時間延長保育

地域子育て支援事業：地域交流事業、子育て支援に関する情報提供事業

## 8. 保育園の1年

|     | 保護者様に参加できる行事                    | 園児のみの行事                | その他の行事                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----|---------------------------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4月  | 入園式（対象児の保護者様のみ）                 |                        | <b>【毎月の行事】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 誕生会</li> <li>● 身体測定</li> <li>● 避難訓練</li> </ul><br><b>【年2回】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 内科健診</li> </ul><br><b>【年1回】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 歯科健診<br/>（4・5歳児のみ2回）</li> <li>● 耳鼻科健診</li> <li>● 眼科健診<br/>（4・5歳児のみ）</li> <li>● 尿検査</li> </ul> |
| 5月  |                                 | 春の遠足（3～5歳児）            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 6月  | 参観月間（ほし・つき組）<br>リトミック参観（にじ・かぜ組） |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 7月  | 親子ふれあい運動会                       | 七夕会<br>プール開き           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 8月  |                                 | 夏祭り<br>プール閉まり          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 9月  | チャイルドステップ参観<br>（そら・だいち組）        |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 10月 |                                 | 秋の遠足（3～5歳児）<br>ハロウィン   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 11月 | コスモ参観（2～5歳児）                    |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 12月 | 生活発表会                           | クリスマス会                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 1月  | 引き取り訓練                          |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 2月  |                                 | 節分の集い                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 3月  | 卒園式（年長児の保護者様のみ）                 | ひなまつり会<br>お別れ遠足（3～5歳児） |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

※年間行事予定表は4月に配布させていただきます。また、行事は変更する事がございます。

その場合はおたより等で詳細をお知らせいたします。

### <写真販売について>

保育園での生活やあそび、行事などの様子を職員やプロのカメラマンが撮影した写真を株式会社うるるが運営する「えんフォト」を通じ、インターネット上にてご購入していただいています。写真はＬ版と集合写真が主です。写真購入に関しましては、保護者様より直接「えんフォト」で購入していただくものとなります。当保育園は関与しておりませんので、予めご了承ください。

公開、販売に際しては、関係者以外は閲覧、購入はできません。なお、ご購入いただきました写真、および写真データはご家族でお楽しみいただきますよう、SNS、ブログ等、インターネット上での公開はご遠慮いただきますようお願い致します。

## 9. 家庭と保育園との連絡について

保育園から家庭への連絡は、マチコミや印刷物（おたより）又は、掲示板等で行います。

期日のあるものは、必ず提出期限をお守りください。

疑問やご意見がございましたら、お気軽にお問い合わせください。ご家庭と保育園の連絡を密に行っていきたいと思います。0歳児から2歳児の方は、毎日 Kids Diary へ連絡帳のご入力をお願いいたします。

## 10. 登降園について

- (1) 保育園への送迎は必ず保護者の方の責任において行ってください。
- (2) 午前9時15分までに登園できない場合や、欠席される場合は園までご連絡ください。  
受診等で登園が遅れる時も、午前9時15分までにご連絡ください。給食が提供できる時間が決まっているため、ご連絡の際に合わせて登園予定時刻もお知らせください。ご連絡頂けない場合、給食の提供ができない事があります。9時30分までにご連絡が無い場合、園より出欠確認のご連絡をさせていただきます。なお、12時までに登園していただかなければ安全衛生上、給食の提供ができなくなりますので予めご了承ください。
- (3) 園舎の入り口は、オートロックになっていますので、「セキュリティカード」で開錠してください。セキュリティカードを卒園退園時に必ず園へ返却お願い致します。紛失時には2,800円(税込み)を徴収致します。またセキュリティ保護の為、紛失時には速やかに園にお申出いただきますようお願い致します。
- (4) 毎朝9時30分までに Kids Diary へ降園時間とお迎えの方の入力を必ず行ってください。  
お迎えの方が変更になる場合、降園時間が変更になる場合には必ずご連絡をお願いします。30分以上遅れた場合は保育園から連絡する事があります。

- (5) 車での送迎は近隣住人の方とお約束で禁止とさせていただきます。
- (6) 自転車で送迎される方は、敷地内の駐輪場をご利用ください。自転車の駐輪は送迎時のみの利用に限らせていただきます。
- (7) ベビーカーは園にてお預かりできますが、戸外でのお預かりとなりますため、雨風対策は各自にてお願いいたします。
- (8) アレルギーの方の安全を守るため、飲食をしながらの登園やお菓子のご持参はお控えください。
- (9) 慣らし保育は基本的には 10 日間程度の予定ですが、個人差がありますので保護者様とご相談のうえ、日程を決めさせていただきます。

## 1 1. 緊急時の連絡・対応方法

### (1) 緊急連絡先について

入園時に保護者の皆様から、非常時の連絡先を緊急連絡先の用紙に記入し提出していただいています。これは緊急時及び災害時に利用する大切な個人情報の書類となります。記入後に変更が生じた場合は、必ず園へお知らせください。変更箇所の訂正をしていただきます。お子さんをお預かりする上で、保護者の皆様と連絡を取り合うために重要なものとなりますので、ご協力をお願いします。

- 緊急時は、この書類に記載してあります第 1 緊急連絡先から順に連絡いたしますので、必ず連絡のつく順番で記載をお願いいたします。
- 緊急時、園に連絡がつかない場合は、大阪本社保育事業部へご連絡ください。

＜株式会社セリオ 本社オフィス 06-6442-0600＞

### (2) 災害警報について

警報が出た場合は、その都度マチコミメールにてお知らせいたします。

台風などで、神戸市内に「特別警報」が発令された場合、児童の安全確保のため次のように対応します。

- 午前 7 時までに神戸市内に「特別警報」が解除された場合  
→通常保育となります。(給食あります)
- 午前 7 時現在神戸市内に「特別警報」が発令されている場合  
→自宅待機いただきますようお願いいたします。
- 午前 10 時までに神戸市内の「特別警報」が解除された場合  
→開園いたしますので、事故の無いように登園してください。

9時を過ぎて「特別警報」が解除された場合は給食の用意がありません、お弁当をお持ちいただきますようお願いします。

■午前 10 時までには神戸市内の「特別警報」が解除されない場合

→臨時休園とします。

■保育時間中に神戸市内に「特別警報」が発令された場合

→できるだけ早く児童のお迎えをお願いします。

#### ＜災害時避難場所＞

|        | 名 称   | 住 所               |
|--------|-------|-------------------|
| 広域避難場所 | 西灘小学校 | 兵庫県神戸市灘区船寺通3丁目4-1 |

※原則として引き渡しは保護者に限りますが、状況により保護者が来られない場合の代わりの方（代理引取り人）をあらかじめ「緊急連絡カード」に記入しお知らせください。

※園児の引き渡しは、引き渡し名簿確認のうえで行いますので、迎えにきた際には必ず職員に確認後、必要事項を記入して降園していただきますようお願いいたします。

## 12. 非常災害対策

|            |                                                                                                                                                                                 |                                                         |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 防犯設備       | 門扉、および玄関扉電気錠                                                                                                                                                                    |                                                         |
| 防災設備       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・誘導灯 有</li> <li>・ガス漏れ報知器 有</li> <li>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有</li> </ul>                                               |                                                         |
| 消防計画届出年月日  | 令和 6 年 6 月 10 日                                                                                                                                                                 |                                                         |
| 防火管理者      | レイケン 啓香                                                                                                                                                                         |                                                         |
| 定期訓練       | 避難訓練、消火訓練：毎月 1 回以上実施<br>総合防災訓練（引取訓練を含む）：毎年 1 回実施                                                                                                                                |                                                         |
| 災害発生時の対応等  | 保護者等の引き取りのあるまでの間（開園時間外を含む）、引き続き児童を保護します。                                                                                                                                        |                                                         |
| 災害時安否情報メール | 保育園では、災害時において、安否情報をお知らせするために、メール配信（マチコミ）を行っています。<br>この安否情報は、災害時に保育園の避難状況が落ち着いた園児の安全が確保されたら、一斉メールで送信します。個別の連絡や安否確認、お問い合わせ等の対応は行いません。災害発生時のメール送受信は、回線の混雑状況の影響を受けることをあらかじめご了承ください。 |                                                         |
| 災害備蓄品      | 水                                                                                                                                                                               | 5年保存水                                                   |
|            | 非常食                                                                                                                                                                             | アルファ米・携帯おにぎり・新食缶ベーカリー<br>米粉パン（アレルギー対応）・ライスクッキー（アレルギー対応） |

|  |     |                                             |
|--|-----|---------------------------------------------|
|  | トイレ | 非常用トイレ                                      |
|  | その他 | 防寒シート・災害対策用ポータブル電源・LED 強カライト<br>セーフティークッション |

### 13. 緊急時の対応

|        |                                                                                                                                           |                               |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 対応方法   | <p>児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに入園児の保護者又は医療機関（嘱託医を含む）への連絡を行う等の必要な措置を講じます。</p> <p>保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、しかるべき対応を行いますのでご了承ください。</p> |                               |
| 消防・救急  | 管轄                                                                                                                                        | 灘消防署                          |
|        | 所在地                                                                                                                                       | 神戸市灘区神ノ木通 3-6-18              |
|        | 連絡先                                                                                                                                       | 078-882-0119                  |
| 警察     | 管轄                                                                                                                                        | 灘警察署                          |
|        | 所在地                                                                                                                                       | 神戸市灘区水道筋 1 丁目 24 番 8 号        |
|        | 連絡先                                                                                                                                       | 078-802-0110                  |
| 嘱託医    | 管轄                                                                                                                                        | 下地医院                          |
|        | 所在地                                                                                                                                       | 灘区灘南通 1-1-9                   |
|        | 連絡先                                                                                                                                       | 078-871-6858                  |
| 嘱託歯科医  | 管轄                                                                                                                                        | おおき歯科医院                       |
|        | 所在地                                                                                                                                       | 灘区船寺通 1 丁目 1-20               |
|        | 連絡先                                                                                                                                       | 078-806-1182                  |
| 嘱託眼科医  | 管轄                                                                                                                                        | 山本眼科                          |
|        | 所在地                                                                                                                                       | 灘区船寺通 5-2-2                   |
|        | 連絡先                                                                                                                                       | 078-801-3009                  |
| 嘱託耳鼻科医 | 管轄                                                                                                                                        | たなか耳鼻いんこう科                    |
|        | 所在地                                                                                                                                       | 灘北通 5 丁目 9-1 JR 摩耶駅 NK ビル 1 階 |
|        | 連絡先                                                                                                                                       | 078-881-3350                  |

### 14. 食事と離乳食

#### 当園の給食の特徴

|                   |                                                                                                                                                                  |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 食育の推進             | 保育園では、乳幼児期に食べることを楽しみ、豊かな食体験ができるよう食育活動も行っております。                                                                                                                   |
| 給食<br>(昼食・おやつ・補食) | <p>お子様の発達段階を踏まえ、健全な発育に必要な栄養量のほか、嗜好、季節及び行事等を考慮し栄養士が作成した献立を基に給食の提供に努めます。</p> <p>栄養士の管理指導のもと、保育園において調理をします。離乳食についても発達に応じて初期から完了期まで調理しております。アレルギー食、宗教食に対応しております。</p> |

|             |                                                                                                                                                                                        |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 献立等         | 毎月月末に翌月の献立表をマチコミメールにて配布します。<br>日々の給食は玄関付近のサンプルケースに展示します。<br>原則、ご家庭で未摂取の食材は園での提供ができません。食材段階票をもとに事前に食材をご確認いただき、ご家庭で2回以上摂取してください。                                                         |
| 食物アレルギー等の対応 | 食物アレルギーがあると診断された場合には、医師の記載した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を保育園に提出していただきます。保護者様と園長、栄養士、看護師、担任で面談後、除去を開始いたします。保育園ではアレルギー食への対応は、「完全除去食」となります。アレルギーの状態により食材入手が困難な場合や調理が難しい場合は、お弁当持参をして頂くこともございます。 |
| 衛生管理等       | 「神戸市立保育所 調理室の衛生管理の手引き」に基づき、職員の健康診断を年1回以上、給食（調乳を含む）従事者の検便を毎月実施します。給食従事者の日々の健康状態の確認のほか、調理設備の点検を行い、衛生管理に努めます。                                                                             |
| その他         | 遠足等でお弁当をお願いする場合があります。                                                                                                                                                                  |

### 第3章 保育と健康管理

子どもの健康作りは、家庭と園が一体となって取り組むことが大切です。保育園の生活は時にお子様の体に負担をかけてしまいます。お子様にいつもと違う様子が見られましたら、早めの病院受診をお勧めいたします。

#### 1. 登園の条件について

お子様をお預かりする上で重要な情報（例：発熱・嘔吐等の体調不良や投薬、ご自宅や登園中に起きた怪我等）は、**必ず毎朝、事実をお伝えください。**保護者の皆様と園の間の信頼関係の基本となり、お子様をお守りする基本となります。在園中に発症した疾患、診断された疾患についても同様をお願いいたします。

##### （1）症状がある場合の登園の可否について

| 症状            | 登園を控える目安                                                                                                                                                  |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発熱            | 37.5℃以上の発熱がある<br><b>24 時間以内に解熱剤を使用しての登園は禁止</b>                                                                                                            |
| 下痢<br>・<br>嘔吐 | 24 時間以内に2回以上の水様便がある<br>食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする<br>登園前に排尿がない、機嫌が悪い、顔色が悪い、元気がない、ぐったりしているなどの症状がある<br>食欲がなく水分を欲しがらない<br><b>24 時間以内に制吐剤（吐き気止め・下痢止め）を使用しての登園は禁止</b> |

|    |                                                                                                                                                              |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 咳  | 夜間入眠中に咳のために数回起きる<br>咳の音がゼイゼイやヒューヒューと聞こえる、呼吸が速い、少し動いただけで咳が出るなどの症状がある<br>喘息発作を起こしている                                                                           |
| 発疹 | 発熱とともに発疹がみられる場合<br>原因不明の発疹があり、受診をしていない場合<br>感染症による発疹が疑われ、医師により登園を控えるよう指示された場合<br>口内炎がひどく食事や水分が摂れない場合<br>発疹が顔面などにあって、患部をガーゼなどで覆えない場合<br>浸出液が多く他児への感染のおそれがある場合 |

## (2) 保育中に発病した場合のお迎えをお願いする基準

お迎えは、原則1時間以内でのお迎えとなります。

保護者様へのご連絡は緊急連絡表に記載頂いた第1緊急連絡先から順に連絡させていただきます。

| お迎えに来ていただく連絡をする場合 |                                                                                                                               |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発熱                | 37.5℃以上の発熱があり、元気がなく機嫌が悪いとき<br>ひどい咳が続き、眠れないとき<br>排尿回数がいつもより減っていて元気がないとき<br>食欲なく水分が摂れないとき                                       |
| 下痢<br>・<br>嘔吐     | 食事や水分を摂るとその刺激で下痢をするとき<br>腹痛を伴う下痢があるとき<br>水様便が複数回みられるとき<br>1回でも大量の嘔吐があるとき<br>元気がなく機嫌や顔色が悪いとき<br>吐き気が止まらないとき<br>腹痛・下痢を伴う嘔吐があるとき |
| 咳                 | 咳があり眠れないとき<br>呼吸音がヒューヒュー、ゼイゼイしているとき<br>少し動いただけでも咳が出るとき<br>咳とともに嘔吐が数回あるとき                                                      |
| 発疹                | 発疹が時間とともに増えたとき                                                                                                                |

## 2. 園生活について

### (1) 怪我について

当園では怪我をした際には流水で洗浄し、絆創膏を貼付させていただきます。傷の大きさによってはガーゼを使用し、医療用テープで固定することもあります。緊急に治療を必要とする怪我につきましては、保護者に状況をお知らせし、医療機関へ受診することがあります。

## (2) くすりについて

当園では原則、お薬をお預かりすることはいたしません。園生活において投薬を必要とする場合は必ず事前にご相談ください。園生活においてどうしても投薬が必要な場合は、「与薬に関する主治医意見書」（別紙 5）とともに「与薬依頼書」（別紙 6）を添えてお持ちください。

受診の際に保育園に通園していることを伝え、朝晩の2回処方にしてもらう等医師へ相談をすることをお勧めします。

## (3) 医療機器等のおあずかりについて

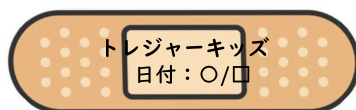
保育園で医療機器等（眼鏡・補聴器等を含む）をお預かりする場合、思わぬアクシデント（破損や紛失、その他子ども同士の関わり合いの中でおこりうる事象等）を考慮し、安全に保育を実施する必要がありますので、保育園での安全な医療機器等の取り扱いについて、同意書をいただいております。必要な場合には、看護師までご相談ください。

## (4) 気管支拡張剤（ホクナリンテープ）について

気管支拡張剤（ホクナリンテープ）を貼布している場合でも、症状が改善していればお子様をお預かりすることはできますが、誤飲の危険性もあるため必ずお伝えください。

### ～気管支拡張テープ(ホクナリンテープ)貼付についてのお願い～

- ① 誤飲事故防止のため、家庭で貼付部位は絆創膏で補強してください。絆創膏には名前・日付けを記入してください。
- ② 登園時に必ず気管支拡張テープを張った時間、場所を保育士にお伝えください。
- ③ はがれた気管支拡張テープは貼り直しせず廃棄します。



気管支拡張テープの上に絆創膏を貼り、絆創膏に名前と日付を記入してください。

## 3. 予防接種について

予防接種は子どもの感染症予防に欠くことのできないものです。

保育園は感染経験が少なく免疫力、体力、身体の機能がまだまだ十分でない乳幼児が毎日長時間にわたり集団生活をする場となります。そのため予防接種を計画的に実施されますことをおすすめいたします。

※予防接種後は副反応による発熱などに備え保護者の方の見守りが必要です。休日または降園後に受けて頂きますようお願いいたします。予防接種を受けた当日はかかりつけ医に登園が可能かどうか相談をお願いいたします。接種翌日は体調がよければ登園していただけます。受けられた予防接種の種類、日時について連絡ノートへのご記入をお願いいたします。

#### 4. 嘔吐時の対応について

吐いたものにはウイルスが含まれている可能性があります。お子様が嘔吐した場合、園内での感染流行を防ぐために洗わずに密封してお渡しします。ご家庭で洗濯をしていただくようご理解・ご協力をお願いいたします。

また大量に嘔吐した場合、感染性の胃腸炎等の可能性があること、水分摂取等が出来ず脱水の危険性等があるため早急にお迎えをお願いします。

#### 5. 虫よけについて

虫除けスプレーには小さなお子様にはなるべく避けた方が良くとされている成分（ディート）が含まれています。そのため使用回数が決められていることが多いです。

以上のことから、園での虫よけスプレーのお預かりはしません。ただし、皮膚の状態により必要な場合は、医師の指示書とともにお預かりしますのでご相談ください。

- ① 虫よけスプレーや虫よけジェルの塗布は、登園前に各ご家庭でご使用ください。
- ② 貼るタイプ（シールタイプ）の虫よけは剥がれたときに、誤飲の原因となるためお控えください。
- ③ 虫よけリングについては口の中へ入れたりすると危険なのでお控えください。

#### 6. 爪について

爪がのびていると①爪の間に砂が入る②タオルや布団に引っかかって剥がれる③お友達を傷つけてしまう等の危険性があります。そのためご家庭で定期的に切ってきていただくようお願いいたします。看護師がチェックします。ご協力よろしくお願いいたします。

#### 7. 園児健康診断

健診や測定後には結果をお知らせいたします。

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| 内科健診（全園児）   | 年2回実施             |
| 耳鼻科健診       | 年1回実施             |
| 歯科健診        | 年1回実施（4・5歳児のみ年2回） |
| 眼科健診        | 年1回実施（4・5歳児のみ）    |
| 尿検査         | 年1回実施             |
| 身体測定（身長・体重） | 毎月実施              |

## 8. 嘱託医について

嘱託医は、当園のお子様の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、保護者及び職員の相談対応・指導を行うものです。昨年度の当園の嘱託医は以下の通りです。

|            |                                  |              |
|------------|----------------------------------|--------------|
| 下地医院       | 灘区灘南通 1-1-9                      | 078-871-6858 |
| おおき歯科医院    | 灘区船寺通 1 丁目 1-20                  | 078-806-1182 |
| 山本眼科       | 灘区船寺通 5-2-2                      | 078-801-3009 |
| たなか耳鼻いんこう科 | 灘北通 5 丁目 9-1<br>JR 摩耶駅 NK ビル 1 階 | 078-881-3350 |

## 9. 感染症の登園基準

乳幼児が集団で生活する保育園においては、感染症が流行しやすく、また、抵抗力も免疫力も低い乳幼児が感染症にかかった場合は、生命の危険につながる恐れがあります。園内での感染症の拡大を防ぐために、「登園届（保護者記入）」（別紙 1～3）に記載されている感染症、または新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、園まで必ずご連絡をいただきますようお願いいたします。また、治癒後に登園する場合は、医師に登園可否の確認が必要となります。

また、学校保健安全法に定められている一部の感染症では、「意見書」医師記入（別紙 4）が必要になりますので、登園の際に提出してください。なお、登園届・意見書は神戸市のホームページよりダウンロードすることができます。園にもおいていますのでお声かけ下さい。

各種感染症については、厚生労働省が定める『感染症ガイドライン』をもとに対応します。集団生活のため、飛沫・空気・接触感染を予防することは困難ですが、感染機会を下げる取り組み（手洗いやうがい、消毒等）は取り組んでおります。感染機会を下げ、重篤化を防ぐため、体調不良時は早めに受診する、家庭で過ごす等をお願いします。また、衛生に関する取り組みは同ガイドラインを基にし、過度な清潔を目指すことはいたしません。

なお、ご家庭内で保護者様やご兄弟などが感染症にかかった場合も、園にご連絡いただきますようお願いいたします。

## 10. 病児、病後児保育について

神戸市の認可保育園に通園されている方が利用できる病児保育があります。詳しくは神戸市のホームページに記載してありますのでご参照ください。

## 11. 乳幼児突然死症候群（SIDS）から赤ちゃんを守るために

睡眠時の死亡事故を防ぐために、保育園では睡眠時のお子様の呼吸の状態や姿勢などを以下の通りに観察しています。

|     |      |
|-----|------|
| 0歳児 | 5分毎  |
| 1歳児 | 5分毎  |
| 2歳児 | 15分毎 |

- ◆ 睡眠中のうつぶせ寝は死亡のリスクが高くなるため、仰向けに戻します。ご家庭でも、睡眠時にうつぶせ寝になっている場合は、仰向けに戻し、うつぶせ寝でなくても眠れるようにしていきましょう。
- ◆ 睡眠中の環境が暖かすぎると、呼吸が止まりやすくなることが知られています。そのため、午睡時に着用する衣服は裏起毛ではない素材を選ぶとよいです。同じ理由として、午睡時のかけものはフリース毛布などを避けた方が安全です。
- ◆ ご家庭で喫煙されている方がいる場合、睡眠中の死亡リスクが高くなりますので、喫煙はやめましょう。

**SIDSの詳細につきましては、次ページ（22～23ページ）をご参照ください。**

# ね あか 寝ている 赤ちゃんの いのちを まも 守るために



にゅうよう じ とつぜん ししょうぐん エスアイディーエス

## 乳幼児突然死症候群(SIDS: Sudden Infant Death Syndrome)

「乳幼児突然死症候群(SIDS: Sudden Infant Death Syndrome)」は、それまで大きな異常のきざしがないのに、乳幼児が睡眠中に亡くなってしまう原因不明の病気です。

●令和5年には48名の乳幼児がSIDSで亡くなり、乳児期の死亡原因の第5位です。

SIDSについて▶



SIDSの予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることで  
SIDSの発症率が低くなるというデータがあります

### 1歳までは 「あおむけ」に寝かせる



SIDSは睡眠中に起こります。うつぶせ寝、あおむけ寝のどちらの体勢でも起こっていますが、あおむけに寝かせたほうが発症率が低いことが研究でわかっています。医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせましょう。睡眠中の窒息事故を防ぐ上でも有効です。

### できるだけ 母乳で育てる



母乳で育てられている赤ちゃんのほうが、SIDSの発症率が低いことが研究でわかっています。様々な事情があり、すべての人が母乳育児ができるわけではありません。無理のない範囲で母乳育児にトライしてみましょう。

### たばこはやめる



たばこもSIDSの発生要因のひとつであるといわれます。乳幼児の誰かがたばこを吸ったことは、SIDSの発生要因になります。妊婦自身の喫煙、まわりの人が吸ったたばこの副流煙を妊婦が吸う「受動喫煙」も生まれた後にSIDSの発生要因になります。こどもに関わるすべての大人は喫煙をやめましょう。

こども家庭庁  
ホームページで  
ご覧いただけます

乳幼児突然死症候群(SIDS)について  
<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/kenkou/sids>



乳幼児突然死症候群(SIDS)  
診断ガイドライン(第2版)  
<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/kenkou/sids/guideline>



お問い合わせ  
乳幼児突然死症候群(SIDS)については、各都道府県・市町村の母子保健担当課及び保健所・保健センターなどでご相談に応じています。

# 眠<sup>ねむ</sup>っている赤<sup>あか</sup>ちゃんの 窒<sup>ちっ</sup>息<sup>そく</sup>を防<sup>ふせ</sup>ぐには

一日の多くを寝て過ごす赤ちゃんにとって、睡眠時の環境は  
とても大切です。SIDSの直接の原因ではありませんが  
睡眠環境を整えることで、SIDSとは異なる窒息も防ぐことができます。



ベビーベッドに寝<sup>ね</sup>かせ  
柵<sup>さく</sup>は常<sup>つね</sup>に上<sup>あ</sup>げておく。  
頭<sup>あたま</sup>や身<sup>からだ</sup>体<sup>てい</sup>がはさ<sup>さ</sup>まれないよう<sup>よう</sup>にも注<sup>ちゅう</sup>意<sup>い</sup>

できるだけベビーベッドを使用し、国が定めた安全基準の検査に  
合格した製品であることを示す、PSCマークが貼付されたベビー  
ベッドを選びましょう。

また、赤ちゃんは日々成長し、できることが増えるため、「動かない  
だろう」と油断せず、転落しないように、柵は常に上げておきましょ  
う。赤ちゃんの頭や身体がはさまれないよう、周囲の隙間やベッド  
柵と敷きふとん・マットレスの隙間をなくしましょう。



赤<sup>あか</sup>ちゃんが寝<sup>ね</sup>る場<sup>ば</sup>所<sup>しょ</sup>には  
枕<sup>まくら</sup>やぬいぐるみをおか<sup>か</sup>ない。  
口<sup>くち</sup>や鼻<sup>はな</sup>はおおわ<sup>わ</sup>ない

赤ちゃんは、寝返りをしたり、ずり上がったり、寝ている間も動き回ります。  
口や鼻をおおったり、首にまきついたりしてしまうリスクがあるものは危険で  
す。枕やタオル、衣服、よだれ掛け、ぬいぐるみなどは近くにおかないようにし  
ましょう。



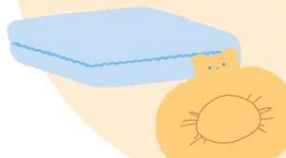
下<sup>した</sup>に敷<sup>し</sup>くふとん・マッ<sup>つか</sup>トレ<sup>す</sup>は  
固<sup>かた</sup>め<sup>め</sup>の物<sup>もの</sup>を<sup>つか</sup>使う<sup>う</sup>。

上<sup>うえ</sup>にか<sup>か</sup>けるふとんは使<sup>つか</sup>わ<sup>わ</sup>ない

ふかふかした柔らかい敷きふとん・マットレス・枕は、うつぶせになった場  
合に顔が埋まってしまい、鼻や口がふさがれて窒息するリスクがあります。赤  
ちゃん用の固めの寝具を使いましょう。掛けぶ

とんは使用せず、服装で温度調整しましょう。

また、保護者が添い寝をする時は、赤  
ちゃんを身体や腕で圧迫しないように注  
意しましょう。



こどもまんなか  
こども家庭庁



## 第4章 家庭との連携

### 1. 園からのお知らせ

『保育所保育指針』は「基本原則」の中で、「（保育所は子どもの）健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない」と定めています。そして、「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。」とも述べています。

「子どもの最善の利益」を大切な基本とし、私どもトレジャーキッズにしなだ保育園が皆様の大事なお子様をお預かりする上では、園と保護者様の間に長期にわたる信頼関係を構築していくことが前提となります。つきましては、集団の中でお子様をお預かりする基本として、以下の点をご理解ください。

#### （１）朝ごはんを食べてから登園しましょう

子どもたちの健やかな成長に欠かせない「基本的な生活リズム」を身につけるための取り組みを推進しており、「早寝・早起き・朝ごはん」を元気なこどもの合言葉にしています。

＜朝ごはんを食べることで＞

- 体温が上がり、頭もからだもすっきり目覚めることができます
- 3回食事を摂ることは、からだの成長に欠かせません
- 腸が刺激され、便秘の予防になります

#### （２）熱中症予防について

近年、夏の暑さが厳しく、毎年全国で熱中症にて搬送されるお子様が後を絶ちません。お子様たちが屋外で元気に遊ぶことは大切です。一方、お預かりしているお子様の命を守ることは私たちの第一の責務です。環境省や自治体からは、「暑さ指数 31 以上は『危険』であり外遊びをさせない」という勧告が出ておりますが、それ以下の場合の判断につきましては明確な基準がありません。そこで、当園では次のように考えて屋外活動（園庭あそびや散歩など）を中止します。

環境省熱中症情報予防サイトにて兵庫県（神戸）の暑さ指数が厳重警戒（28～31 度）を超える場合、その日の日中は原則戸外活動をいたしません。ただし、上の条件で「活動可」となっても、その後の温度の上昇、その日のお子様たちの様子、体調によっては屋外活動をしない場合があります。

#### （３）保育園から道路に出るときには、必ずお子様と一緒に出てください

車は危ない、とわかっていても、こどもは急に走り出します。行方不明事故は、深刻な事故に繋がりがかねません。当園では、送迎時に園職員が門扉周辺で見守ることはしていません。

- 保護者様の手は、お子様の命綱です

送迎時、玄関や門扉はひんぱんに開閉します。その間にお子様が出て行ってしまうことがあります。  
玄関・門扉周辺では、お子様から目、手を離さないでください。

- 安全はお互い様です

玄関や門扉を開け閉めする際、お子様だけが園から出ていくのをみたら、知らないお子様でも必ず呼び止めて、園にいる保護者、職員に声をかけてください

- 朝は必ず声をかけてください

お急ぎでも、必ず職員に声をかけてお子様をお預けください。声をかけていただかないと、お子様の登園、人数を把握できません。朝は、お預けまでに時間をいただくこともございますが、お子様たちを大切に一人ひとりお預かりするためです。ご了承ください。

### (3) 事故に繋がるものは身に着けずに登園しましょう

職員は園内の床や、園庭などに危険なものはないか、いつもチェックをしています。

その理由は、0歳児、1歳児が口に入れてしまう可能性があるからです。異物を口に入れることで、窒息したり、窒息を起こさなくても喉の奥の方や気道に挟まってしまい、病院で取り出すのが容易ではないケースもあります。

乳児の保護者の方はもちろん、年中・年長児の保護者の方も「うちの子は食べたりしないから」とお思いにならず、他のお子さんの安全をお考えください。

- 身に着けて登園できないもの

華美な飾りのついたヘアゴムやヘアピンなど、外れた場合に誤飲しやすいもの

- 身に着けて登園する場合、登園時に申告してほしいもの

絆創膏、ガーゼ、ガーゼ固定のテープなど

- 園の活動中に身に着けることができないもの

フードつきの衣服（パーカー、ダウンジャケットなど）、スカート

- カバン等につけて持参できないもの

キーホルダー

園では、シールやテープ、ビニール、食事用のラップが落ちていたり、お子様や職員の体についていたりしないかを日常の活動の中で確認しています。また、机やロッカーなどに貼られているテープの「はがれ」もチェックと補修をしています。小さいお子様がいらっしゃるご家庭では、同じようにお気をつけいただければと思います。

## （５）お子様の写真とプライバシー保護について、大切なお願い

当園では、保護者様のご同意のもと、園だよりやクラスだより、ブログ等にお子様たちの活動の写真を掲載し、日々の活動の様子をお伝えしています。お子様の写真を掲載することにご同意されていないご家庭については、掲載することのないよう配慮しております。

園内での撮影は掲示物を含めて禁止させていただいております。撮影可能な行事等に関しましては別途お知らせいたします。なお、その際撮影されたものに関しましては、各ご家庭内にてお楽しみください。

インターネット上へのアップロードはいかなる写真も禁止です。保護者の皆さまにも、他のお子様のプライバシー保護についてお願いいたします。

## 2. 保育内容に関する相談・苦情窓口

当園は、利用者からの苦情に適切に対応する体制として、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を以下の通り設置しております。ご意見やご質問などございましたら、いつでも担任や園長にお声掛けください。

### （１）目的

- ① 苦情等への適切な対応により、利用者の理解と満足感を高めること。
- ② 利用者個人の権利を擁護すると共に、利用者がサービスを適切に利用することができるよう支援すること。
- ③ 納得のいかないことについては、円滑・円満な解決に努めること。

### （２）解決の体制について

#### ◆保育園

|       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 受付担当者 | 主任 田近 絵里                       |
| 解決責任者 | 園長 レイケン 啓香（トレジャーキッズにしなだ保育園 園長） |
| 連絡先   | ※当園では、園内に要望・苦情等に係る投函箱も設置しています。 |

#### ◆第三者委員

|     |                           |
|-----|---------------------------|
| 氏名  | 社会保険労務士法人 和（なごみ） 加藤 / 佐々木 |
| 連絡先 | 06-6942-0753              |

#### ◆その他の相談・苦情受付窓口

|     |                    |
|-----|--------------------|
| 部署名 | 株式会社セリオ 保育事業部      |
| 連絡先 | 06-6442-600 本社オフィス |

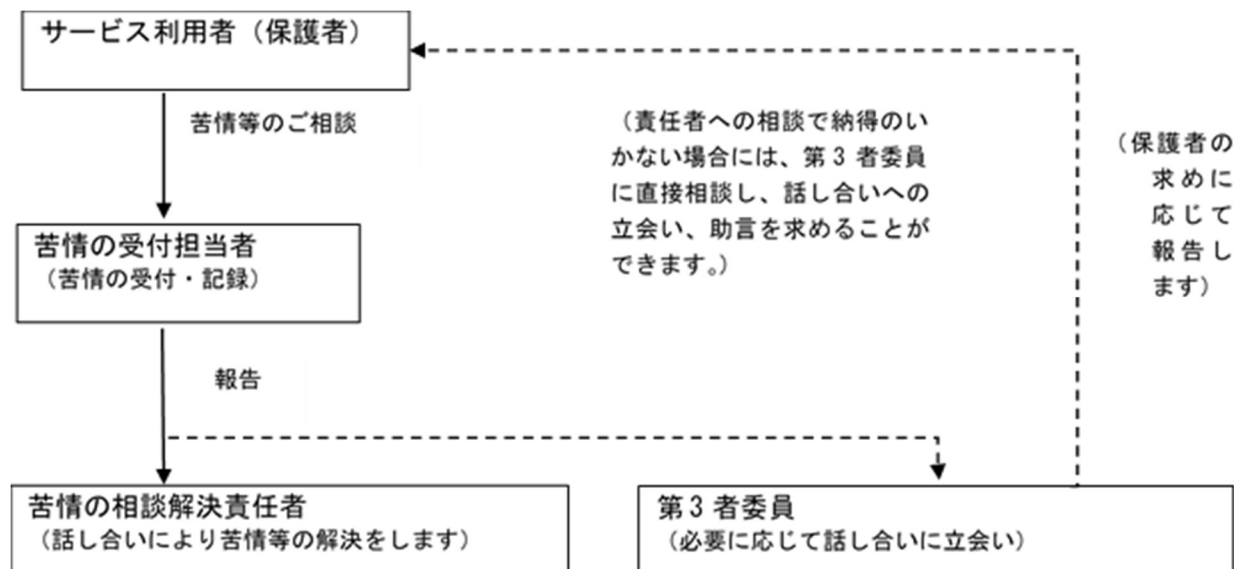
### （３）苦情解決の話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

- ① 第三者委員による苦情内容の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整、助言
- ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認



#### （4） 解決の通知と公表

受け付けた苦情等は、解決責任者より所定の用紙により、改善内容、調査を実施したことの報告書または調査を行わない旨を申出人へ報告します。個人情報に関するものや申出者が拒否した場合を除いて、苦情等の解決について、毎年度終了後に事業報告やホームページ等において公表し、改善に務めます。

#### （5） 卒園・退園後の窓口について

当園を卒園・転園された後にご相談等がございましたら、園までご連絡ください。

### 3. 虐待防止等の措置について

|        |                                                                                                     |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 体制整備等  | 当保育園では、児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、不適切な保育や関りが行われないよう、マニュアルの策定など必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。        |
| 緊急時の対応 | 保護者様、関係各位において、児童に不適切な養育の兆候や虐待が認められる場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。 |

保育園には、虐待が疑われる場合、通告する義務があります。

【関係法令】児童虐待の防止等に関する法律 第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通告しなければならない。

虐待には、次の4つがあります。（児童虐待防止法に規定）

- ・身体的虐待・・・殴る。蹴る。突き飛ばす。たばこの火などを押し付ける。熱湯をかける。首を絞める。  
戸外に締め出す。閉じ込める。縛り付ける。など
- ・心理的虐待・・・ひどい言葉を浴びせる。罵倒する。脅す。無視する。きょうだいと差別する。配偶者に対する暴力や暴言。きょうだいに対する虐待。など子どものいる家庭においてDVが行われた場合、子どもは著しい精神的負担を重ねることになるため、子どもが目撃するか否かにかかわらず、心理的虐待として対応する。
- ・性的虐待・・・性交。性的行為。性器や性行為を見せる。ポルノ写真を撮る。入浴やトイレを覗く。  
など
- ・ネグレクト・・・遺棄。置き去り。食事を与えない。衣服を長期間不潔なままにする。病気でも受診させない。登園、登校させない。同居者等が虐待を行っていることを放置する。など

**\* 不適切な保育防止マニュアルより抜粋**

#### 4. 利用者に対しての保険

|         |                          |
|---------|--------------------------|
| 保険会社    | 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付 |
| 保険の種類   | 賠償責任保険（施設・生産物）、傷害保険      |
| 保障内容／金額 | 下記の表のとおり                 |

| 災害の種類 | 災害の範囲                                                                                                                                                                            | 給付金額                                                                                                                                                                                             |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 負傷    | その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの                                                                                                                                   | <b>医療費</b><br><b>●医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分）。</b><br><b>ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額</b><br><b>●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額</b> |
| 疾病    | その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの<br>・学校給食等による中毒      ・ガス等による中毒      ・熱中症<br>・溺水      ・異物の嚥下又は迷入による疾患      ・漆等による皮膚炎<br>・外部衝撃等による疾病      ・負傷による疾病 |                                                                                                                                                                                                  |

|    |                                      |                                   |
|----|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 障害 | 学校の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った障害             | 障害見舞金 3,770 万円～82 万円 （通学中の災害は半額）  |
| 死亡 | 学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡 | 死亡見舞金 2,800 万円 （通学中の災害は 1,400 万円） |
|    | 突然死<br>運動などの行為に起因する突然死               | 死亡見舞金 2,800 万円 （通学中の災害は半額）        |
|    | 運動などの行為と関連のない突然死                     | 死亡見舞金 1,400 万円 （通学中の災害も同額）        |

## 5. 個人情報保護の方針及び個人情報の取り扱いについて

（１）当園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密保持を厳守します。区市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用します。

（２）トレジャーキッズにしなだ保育園における個人情報保護の方針及び個人情報の取り扱いについて  
（30～31 ページ）

（３）ホームページや会社パンフレット等への写真掲載に関して

当園では園児の活力ある姿を保護者の方々のみならず、広く内外に広報することによって、地域の皆様や当園に入園を希望される方、当園に関わる方に対し、園の活動内容をよりご理解していただきたいと考えております。そのために弊社ホームページをはじめとして、弊社パンフレット、園内掲示等に保育園生活のいきいきとした写真を掲載したいと考えております。

### ① 写真や動画の内容

- ・日ごろの園児の生活や活動の様子
- ・行事での保護者様と園児の様子
- ・園児の作品や制作物

### ② 掲載媒体等

- ・会社パンフレット、園紹介パンフレット
- ・園内掲示版
- ・弊社のホームページ、Facebook、ブログ、Instagram、TikTok、YouTube などネット媒体

### ③ 不掲載・訂正・削除

- ・同意いただけない場合は掲載・投稿いたしません。
- ・掲載・投稿後でもご要望に応じて訂正・削除いたします。

## 6. 宗教等の活動について

宗教活動、政治活動、営利活動等につきまして、利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

トレジャーキッズにしなだ保育園における  
個人情報保護の方針及び個人情報の取り扱いについて

(弊社における個人情報保護管理者)

株式会社セリオ

本社 担当：富永 妙子

住所 大阪市北区堂島 1-5-17 TEL 06-6442-0500

トレジャーキッズにしなだ保育園は、園児および保護者・家庭に関わる個人情報の取り扱いについて、『個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）』（以下、『個人情報保護法』と呼ぶ。）および関連法令等を遵守し、下記の方針に基づいて個人情報の保護に努めることを宣言します。

（基本理念）

1. トレジャーキッズにしなだ保育園では、『個人情報保護法』第 3 条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱うすべての者が、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図ることとします。

（個人情報の利用目的）

2. トレジャーキッズにしなだ保育園では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、または日々の保育業務を通して得た個人情報を、『児童福祉法』および厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

（個人情報の第三者への提供）

3. トレジャーキッズにしなだ保育園では、『個人情報保護法』第 23 条に規定されている下の各号の一に該当する場合を除いて、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報（個人データ）を提供することはありません。

（1） 法令に基づく場合

（2） 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（3） 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（4） 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（個人情報の管理）

4. トレジャーキッズにしなだ保育園は、利用する個人情報（個人データ）を正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏洩（ろうえい）、滅失、または毀損（きそん）の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失した個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。

（個人情報の開示・訂正・利用停止・消去）

5. トレジャーキッズにしなだ保育園は、保護者がその子ども、その家庭および自身の個人情報（個人データ）の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分認識し、個人情報相談窓口を設置して、これらの要求ある場合には、法令に従って速やかに対応します。

なお、苦情等についても個人情報相談窓口で受け付け、適正に対応します。

【個人情報に関するお問合せ窓口】

|        |                                                                                                                                                                    |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| お問合せ内容 | <ul style="list-style-type: none"><li>・個人情報の取扱いに対するご意見等</li><li>・個人情報保護方針について</li><li>・個人情報の開示等（開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止）</li><li>・利用目的について</li></ul> |
| お問合せ窓口 | 株式会社セリオ 個人情報保護管理者 富永<br>電話：(06)-6442-0500 FAX:(06)-6442-0881<br>電子メール： <a href="mailto:tominaga@serio-corp.com">tominaga@serio-corp.com</a>                        |

（個人情報保護体制の継続的改善）

6. トレジャーキッズにしなだ保育園は、この「トレジャーキッズにしなだ保育園における個人情報保護の方針及び取り扱いについて」を実行するため、職場内研修・教育の機会を通じて全職員に周知徹底させて実行し、かつまた、継続的に改善することによって常に最良の状態を維持します。

（個人情報の任意性について）

7. トレジャーキッズにしなだ保育園では、個人情報の提供については、お客様の自由なご判断にお任せいたします。ただし、必要な個人情報の一部をご提供いただけない場合、当園のサービスの一部をお受けいただけない場合がございますので、ご了承ください。

登園届（保護者記入）

|                                                                     |   |
|---------------------------------------------------------------------|---|
| 施設長 殿                                                               |   |
| 児童名                                                                 |   |
| 病 名                                                                 |   |
| [                                                                   | ] |
| 令和 年 月 日 医療機関名「 」に<br>おいて、病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので<br>登園いたします。 |   |
| 令和 年 月 日                                                            |   |
| 保護者名                                                                |   |

【保護者様】

乳幼児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。なお、園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

## 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届を求める感染症

| 病名                                                 | 感染しやすい期間                                               | 登園のめやす                                         |
|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 溶連菌感染症                                             | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間                                | 抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること                        |
| マイコプラズマ肺炎                                          | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間                                  | 発熱や激しい咳が治まっていること                               |
| 手足口病                                               | 手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間                                   | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること                 |
| 伝染性紅斑(リンゴ病)                                        | 発しん出現前の 1 週間                                           | 全身状態が良いこと                                      |
| ウイルス性胃腸炎<br>(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)                       | 症状のある間と、症状消失後 1 週間<br>(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要) | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること                      |
| ヘルパンギーナ                                            | 急性期の数日間(便の中に 1 か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)                 | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること                 |
| RSウイルス感染症                                          | 呼吸器症状のある間                                              | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと                            |
| 帯状疱疹                                               | 水疱を形成している間                                             | すべての発しんが痂皮化してから                                |
| 突発性発しん                                             |                                                        | 解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと                              |
| インフルエンザ<br>(当面の間)<br>※登園届(インフルエンザ用)をお使いください。       | 症状が有る期間(発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い)               | 発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日(乳幼児にあっては 3 日)を経過するまで |
| 新型コロナウイルス感染症(当面の間)<br>※登園届(新型コロナウイルス感染症用)をお使いください。 | 特に発症後 5 日間に他人に感染させるリスクが高い                              | 発症から 5 日間経過し、かつ、症状軽快後 1 日を経過するまで               |

登園届（インフルエンザ用）（保護者記入）

施設長 殿

児童名

病 名 { 季節性インフルエンザ }

令和 年 月 日、医療機関名「」を受診し、  
季節性インフルエンザと診断されました。  
「発症した後、5日経過していること」「熱が下がった後、3日経過して  
いること」をみたし、児童の健康が回復したため、登園いたします。

|           |     |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-----------|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日にち       | 発症日 | / | / | / | / | / | / | / | / |
| 熱が下がった日に○ |     |   |   |   |   |   |   |   |   |

令和 年 月 日

保護者名

例

|           |      |                          |      |      |      |      |      |       |       |
|-----------|------|--------------------------|------|------|------|------|------|-------|-------|
|           |      | 発症後、最低5日間は登園できません        |      |      |      |      |      |       |       |
|           | 発症日  | 1日目                      | 2日目  | 3日目  | 4日目  | 5日目  | 6日目  | 7日目   | 8日目   |
| 日にち       | 11/3 | 11/4                     | 11/5 | 11/6 | 11/7 | 11/8 | 11/9 | 11/10 | 11/11 |
| 熱が下がった日に○ |      | ○                        | 1日目  | 2日目  | 3日目  |      | 登園可能 |       |       |
| 日にち       | 11/3 | 11/4                     | 11/5 | 11/6 | 11/7 | 11/8 | 11/9 | 11/10 | 11/11 |
| 熱が下がった日に○ |      |                          |      |      | ○    | 1日目  | 2日目  | 3日目   | 登園可能  |
|           |      | 熱が下がった後、3日を過ぎるまでは登園できません |      |      |      |      |      |       |       |

## 登園届（新型コロナウイルス感染症用）（保護者記入）

施設長 殿

児童名

病 名 [ 新型コロナウイルス感染症 ]

令和 年 月 日、医療機関名「 」を受診し、  
新型コロナウイルス感染症と診断されました。

「発症した後5日を経過し」かつ「症状が軽快した後1日を経過している  
こと」をみたし、児童の健康が回復したため、登園いたします。

|                |          |   |   |   |   |   |   |   |   |
|----------------|----------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日にち            | 発症日<br>/ | / | / | / | / | / | / | / | / |
| 症状が軽快<br>した日に○ |          |   |   |   |   |   |   |   |   |

令和 年 月 日

保護者名

例

| 発症後、最低5日間は登園できません         |     |     |      |      |      |      |          |      |          |
|---------------------------|-----|-----|------|------|------|------|----------|------|----------|
|                           | 発症日 | 1日目 | 2日目  | 3日目  | 4日目  | 5日目  | 6日目      | 7日目  | 8日目      |
| 日にち                       | 5/8 | 5/9 | 5/10 | 5/11 | 5/12 | 5/13 | 5/14     | 5/15 | 5/16     |
| 症状が軽快<br>した日に○            |     | ○   | 1日   |      |      |      | 登園<br>可能 |      |          |
| 日にち                       | 5/8 | 5/9 | 5/10 | 5/11 | 5/12 | 5/13 | 5/14     | 5/15 | 5/16     |
| 症状が軽快<br>した日に○            |     |     |      |      |      |      | ○        | 1日   | 登園<br>可能 |
| 症状が軽快した後1日を経過するまでは登園できません |     |     |      |      |      |      |          |      |          |

## 意見書

施設長 殿

児童名

病 名

[ ]

上記の児童は、 年 月 日から療養中でしたが、本日診察の結果、集団生活に支障がない状態になったので、 年 月 日より登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名または医師名

(医師の印は省略します)

【保護者様】

感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に安心して生活できるよう、感染力のある期間に配慮し、裏面の感染症について子どもの健康回復状態が集団での生活が可能な状態となってから再度かかりつけ医に受診し（診察料はかかります）医師の指示に従うとともに意見書の提出をお願いします。

神戸市医師会では、感染症制御の観点から医師会会員の先生方にこの文書を無料で作成していただくようお願いしております。

神戸市医師会・神戸市こども家庭局幼保事業課

## 医師が記入した意見書を求める感染症

| 感染症名                        | 感染しやすい期間                                        | 登園のめやす                                                         |
|-----------------------------|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 麻疹(はしか)                     | 発症1日前から発しん出現後の4日後まで                             | 解熱後3日を経過してから                                                   |
| <del>インフルエンザ</del>          | <del>症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)</del> | <del>発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで(幼児・乳幼児にあつては、3日を経過するまで)</del> |
| 風しん                         | 発しん出現の前7日から後7日間くらい                              | 発しんが消失してから                                                     |
| 水痘(水ぼうそう)                   | 発しん出現1～2日前から痂皮形成まで                              | すべての発しんが痂皮化してから                                                |
| 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)             | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日                                 | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで                  |
| 結核                          |                                                 | 医師により感染の恐れがないと認めるまで                                            |
| 咽頭結膜熱(プール熱)                 | 発熱、充血等症状が出現した数日間                                | 主な症状が消え2日経過してから                                                |
| 流行性角結膜炎                     | 充血、目やに等症状が出現した数日間                               | 感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから                                      |
| 百日咳                         | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで                      | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで                        |
| 腸管出血性大腸菌感染症(0157、026、0111等) |                                                 | 症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの     |
| 急性出血性結膜炎                    | ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される                 | 医師により感染の恐れがないと認めるまで                                            |
| 髄膜炎菌性髄膜炎                    |                                                 | 医師により感染の恐れがないと認めるまで                                            |

## 与薬に関する主治医意見書

主治医 殿

日頃、園児の健康管理にご協力賜りありがとうございます。  
 さて、神戸市の就学前施設では、原則として与薬の代行を行っておりませんが、抗痙攣薬のように時間与薬の必要な薬剤、食事関連性の強い薬剤、痙攣治療薬、皮膚疾患治療薬など、医師が特に必要と認めたものに限って与薬することになっています。

つきましては、先生のご意見をいただきたく以下の意見書に必要事項をご記入願います。

なお、アレルギーの頓服薬、エビペンの預かりについては、「園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」で提出いただきますので、本意見書は必要ありません。

神戸市医師会  
 神戸市こども家庭局幼保事業課

----- 切り取り線 -----

## 与薬に関する主治医意見書

有効期限 令和 年 月 日から  
 令和 年 月 日まで

園 名 \_\_\_\_\_

園児名 \_\_\_\_\_ 年 月 日生 (男・女)

|                                  |              |       |  |
|----------------------------------|--------------|-------|--|
| 施設での与薬を必要とする理由                   |              |       |  |
| 1. 投薬時間が施設滞在時間に当たるため。 2. その他 ( ) |              |       |  |
| 病 名                              |              | おもな症状 |  |
| 処方内容                             | (使用薬・1回使用量等) |       |  |
| 投与法                              | 1. 内服 2. 外用  |       |  |
| 注意すべき副作用                         |              | その対処法 |  |

注意事項： 1. 与薬に当っては薬の使用状況を正確に記録するとともに、これを保護者に伝達し、必要な場合には直接医師に確認をとるようにして下さい。  
 2. 急変時に与薬した場合や、副作用を生じた場合には、早急に主治医を受診するよう保護者に指示をしてください。

医療機関 \_\_\_\_\_ 医師 \_\_\_\_\_  
 (連絡先 \_\_\_\_\_) (医師印不要)

( ※ 保護者様 裏面に医薬品情報(写)を添付してください → )

2020.6

※ 保護者様 ※

下記に与薬する薬についての医薬品情報（写）を添付してください。

保護者のみなさまへ

## 薬の扱いについて

保育所等では、原則として薬を預かり投薬することはしていません。しかし止むを得ない場合があるときは、保護者に代わり保育所等でも薬を服用させたり、外用薬を塗布することがあります。この場合は保護者からの、与薬の依頼を受けて薬を与えていることにしています。

薬を預かる場合は、安全のため「主治医意見書」「与薬依頼書」の提出をしていただきます。

## 薬を預けるとき

1. 預かる薬は、子どもさんを診察した医師が処方し調剤したものに限りです。
2. 持参する薬には「主治医意見書」「与薬依頼書」を添付してください。
3. 預ける薬は1回ずつに分けて、当日分のみを職員に手渡してください。
4. 薬の容器や袋に、子どもさんの名前を書いてください。
5. 「主治医意見書」の様式、「与薬依頼書」は、施設にあります。与薬が必要な方は職員にお伝えください。

## 与薬依頼書（保護者記載用）

トレジャーキッズにしなだ保育園 令和 年 月 日

|      |                                      |
|------|--------------------------------------|
| 保護者名 | TEL ( )                              |
| 児童名  | ( 組)                                 |
| 主治医  | TEL ( )                              |
| 病名   |                                      |
| 薬情報  | ①依頼する薬は、令和 年 月 日に処方                  |
|      | ②薬の型： 粉薬 ・ 水薬（シロップ） ・ 錠剤 ・ 外用薬 ・ その他 |
|      | ③薬の名称：                               |
|      | ④投与する時間：食前 ・ 食後 ・ その他                |
|      | ⑤外用薬などの使用方法：                         |
|      | ⑥その他：                                |

※保育園記入欄

|             |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 使用日         | / | / | / | / | / | / | / | / |
| 時間<br>受領サイン | : | : | : | : | : | : | : | : |
| 時間<br>与薬サイン | : | : | : | : | : | : | : | : |
| 使用日         | / | / | / | / | / | / | / | / |
| 時間<br>受領サイン | : | : | : | : | : | : | : | : |
| 時間<br>与薬サイン | : | : | : | : | : | : | : | : |